

受企相第3-55号
平成22年11月25日

日本共産党国府町支部
支部長 小橋 民雄 様

鳥取市長 竹内 功

地域と住民の暮らしを守る申し入れについて（回答）
（対平成22年10月27日付け）

このことについて、別紙のとおり回答します。

【陳情・要望に関する担当】

鳥取市尚徳町116番地 鳥取市役所本庁舎

企画推進部市民総合相談課：富田

0857-20-3158

E-mail shiminsoudan@city.tottori.lg.jp

国府町には、国府町独自の歴史、産業、文化、自然環境、人情等があって、そこにふさわしい町政をつくりあげてきたものが合併で鳥取市にあわせられ、地域の自治機能が失われていることが根本にあり、自治機能の回復と強化が求められていると考えますが、それ以前にも、地域住民の切実な要望となっている問題の解決に力をつくすことが求められていると考え、以下申し入れるものです。

【要請事項 1】

支所機能の充実

役場の時と同様に、国府町域の住民生活に対応できるように体制を充実してほしい。国府町域で地域づくり、村おこしの計画づくりや実行に着手できるよう、支所単位で権限と財政を保障すること。

【回答 1】

平成 16 年の市町村合併後、旧町村に総合支所を設置して、防災や地域活性化の拠点としての役割を担っており、国府地域の住民サービスに対応できる体制をとっております。

また、地域づくりや村おこしの計画は現在でも総合支所内で作成し、支所長の権限と予算を確保の上、実施しております。

【本件に関するご質問・お問い合わせは下記まで】

企画推進部 中山間地域振興課

(電話番号 : 0 8 5 7 - 2 0 - 3 1 8 4)

【要請事項 2】

町域奥部のバス便の改善

バス会社に市が補助するなど必要な手だてをとり、便を増やすこと。

【回答 2】

地域公共交通は、特に高齢者や児童生徒など、マイカーを利用できない人にとって、日常生活を営む上で必要不可欠な移動手段であり、地域生活を支える根幹的な基盤であると考えます。

本市ではバス事業者に対して補助金を支出してバス路線の維持を図るととも

に、利用者の減少などでバス路線の維持が困難な地域においては、その地域の
実情や特性に応じて、バス代替タクシー、市有償運送による循環バス、過疎地
有償運送による循環バスを運行して、生活交通の確保に努めています。

現在の国府地域の公共交通は、下記のとおり運行されています。

国府地域における公共交通の運行状況

路線バス中河原線

雨滝 鳥取駅 平日11.5往復(23便)

上地 鳥取駅 平日5往復(10便)

因幡万葉歴史館 鳥取駅 平日5往復(10便)

雨滝→鳥大附属校 平日1便

山崎橋→鳥大附属校 平日1便

山崎橋→鳥取駅 平日1便

バス代替タクシー

路線バス高岡線の廃止代替として、因幡万葉歴史館～法花寺・三代寺・広西
地区間を予約型乗合タクシーが平日10便運行しており、タクシー運行費用と
バス運賃相当額との差額を本市が負担しています。

申し入れのありましたバス会社に市が補助するなどの必要な手だてをとり、
便を増やすことにつきましては、利用状況からこれ以上の増便は困難です。

ただし、ダイヤの変更については、運行事業者との協議が必要ですが出来る
限り対応させていただきたいと思います。地域の皆さんで利用しやすい時間を
提案していただければ、検討していきたいと考えます。

【本件に関するご質問・お問合わせは下記まで】

都市整備部 都市企画課交通政策室

(電話番号：0857-20-3257)

【要請事項3】

投票所に出かけるための送迎

町域で投票所が5ヶ所減らされ、高齢者はとくに投票意欲自体を減退させて
いる。投票書を減らしたところについては、投票日の送迎車を運行すること。

【回答3】

従来投票所へのバス運行については、投票行動に影響を与えるということで、法令上できないこととされていましたが、本年度の参議院議員通常選挙においては、中山間地域等において、真に必要な場合は、高齢者等の投票機会の確保のためバス運行をすることも認めるような国の通知がありました。

しかしながら、各市区からの照会にも拘わらず、真に必要な場合とはどのような状況なのか等の基準は、国から一切示されていない段階にあります。

本市においては、統一基準に基づいた投票所の見直しを行ったところですが、今後、公平性を欠くことなく、費用的にも対応できるようなバス運行が可能かどうかを調査研究していきたいと考えております。

【本件に関するご質問・お問い合わせは下記まで】

選挙管理委員会事務局 選挙管理委員会事務局
(電話番号：0857-20-3386)

【要請事項4】

児童・生徒の通学費助成

小・中学生の通学費助成を廃止しないこと。いちばん条件のいい旧町地域にあわせて助成を継続すること。

【回答4】

遠距離通学費補助制度は、各地域で異なっていた制度を、合併調整方針に基づき、バス定期券購入費用のうち、小学校で1月あたり2,430円、中学校で1月あたり4,860円の保護者負担額を超える金額を補助する制度に統一し、本年度より実施しています。

合併以前の各町村では、通学費の保護者負担が無料であった地域もあり、新制度を検討する際にも一番条件のよい制度にあわせる、保護者負担は無料にする等の意見がありました。

しかし、旧制度同士の均衡、補助対象地域外から通学する児童生徒との公平性等を勘案し、補助対象となる保護者の皆さまにも一定の負担をお願いする制度とさせていただきます。

ただし、多くの子どもを抱えるご家庭にとって、学校への通学が過度な負担にならないように、補助対象となる児童生徒が、高校生の兄、姉から数え始めて第2子以降にあたる場合には、第2子で半額、第3子以降で全額、負担額を

免除させていただいています。

このように、通学費の一部を補助し、保護者の皆さまの通学に係る負担の軽減を図ることを目的に、今後も全市統一の基準で本制度を実施していきたいと考えていますので、制度の趣旨及び内容についてご理解くださいますようお願いいたします。

【本件に関するご質問・お問合わせは下記まで】

教育委員会 学校教育課 (電話番号：0857-20-3356)

【要請事項5】

火災報知機の設置

来年6月までに設置が義務付けられている火災報知機の設置を推進するため、高齢者世帯や所得の低い世帯などに経費助成をすること。

【回答5】

本市の火災警報器設置に関する助成事業は、高齢者を対象としたもの、障がい者を対象としたもの、「災害時要援護者支援制度」の登録者を対象としたものがあります。

高齢者に対しては、身体機能の低下や認知症等により火の管理に不安を抱える高齢者のみの世帯で、所得要件として、前年度所得税課税額1万円以下の世帯を対象とし、2万円を上限に助成しています。

また、障がい者に対しては、火災発生の感知や避難が困難な障がい者(体幹機能障がい等で2級以上または精神障がい1級、知的障がいA判定の方)のみの世帯を対象として、経費の9割(上限額13,950円)を助成しています。

この他に、「災害時要援護者支援制度」に登録された市民税非課税世帯などに、経費の1/2(上限額8,000円)を助成していますので、これらの助成事業をご利用ください。

【本件に関するご質問・お問合わせは下記まで】

福祉保健部 高齢社会課 (電話番号：0857-20-3450)

福祉保健部 生活福祉課 (電話番号：0857-20-3470)

防災調整監 危機管理課 (電話番号：0857-20-3126)

【要請事項 6】

国立療養所鳥取病院跡地の囲いの改善

岩倉小学校前の同跡地は高い囲いが設けられ、数ヶ所が出入りできるようになっている。出入りできる箇所が一部こわれており、高い囲いによって跡地が見えない状態で、事件発生危険がある。跡地が見渡せるようにするなど、周辺住民が安心できる改善を関係機関に求めること。

【回答 6】

平成22年10月28日に現地を確認し、翌29日に破損等への対応要望があったことを独立行政法人国立病院機構本部中国四国ブロック事務所へ伝えました。当事務所でも地元から連絡があり、現状を把握しており、11月末を目途に出入り口の扉の改良を行う予定と伺っております。

【本件に関するご質問・お問い合わせは下記まで】

企画推進部 企画調整課 (電話番号：0857-20-3153)